

《もくじ》

- 1 企画の趣旨
  - 2 こどもステーションが目指す交流拠点の姿
  - 3 支援内容の名称
  - 4 申込手続きと初回実施までの流れ
  - 5 各種支援の詳細
  - 6 試行的親子交流の実施について
  - 7 キャンセルについて
  - 8 ケガなど万が一の対応について
  - 9 災害や感染症対策について
  - 10 研修者などの受入について
- 《付録1》 親子交流支援「もこ」初回実施までの流れフロー



## 1 企画の趣旨

安心・安全な親子交流(面会交流)は、子どもが、離れて暮らす親からも愛され・感情をありのままに受け止められると感じながら成長していくための大切な子どもの権利です。

こどもステーションは、父母双方の話し合いが難しく、父母のどちらか一方が親権者となっている場合に、子どもの健やかな育ちを願う親と協力して子どもの成長をサポートし、子どもが安心して自分の思いを伝えられる環境を整えることを目的として、親子双方にとって安心できる場を提供します。

実施にあたっては、常に「子どもの意思を尊重する」ことを最優先にします。

## 2 こどもステーションが目指す交流拠点の姿

- ☞ 子どもと親が安心して過ごせる場
- ☞ 子どもが自分の気持ちを安心して伝えられる場
- ☞ 親が子どもの成長を考える場
- ☞ 両親の間の緊張をやわらげる場

## 3 支援内容の名称

### (ア)付添型支援

支援員が付き添い、もこルーム内の施設内で子どもと別居親の交流を支援します。  
日程調整及び同居親からの子ども預かり～親子交流時～同居親への引き渡しまで、子どもの情操に配慮した見守りを行います。

※養育支援について

子どもの世話の方法や遊び方などについて、ご要望に応じてお伝えいたします。  
支援員が“必要である”と判断した際には介入します。

### (イ) 受渡型支援

もこルーム以外の場所で親子交流を行うための子どもの受渡しをこどもステーション施設内で行います。

※日程調整は支援しますが、交流中の見守りは行っていません。

※合意事項内容が「受渡型支援」となっている場合でも、初回の交流は付添型支援となります。

※両親の離婚が成立している場合に限り支援します。

### (ウ) 間接的親子交流支援

次の①②の2種の間接的な親子交流を支援します。

#### ①オンラインによる親子交流支援

オンライン（ZOOM機能による）の交流を実施します。

子どもがこどもステーション施設に来場、別居親はご自宅で交流します。

#### ②間接交流支援

メール、手紙やはがき・写真、プレゼントなどをこどもステーション事務所宛に送付していただき、こどもステーション事務所からご指定の相手先に送付します。

### (エ) 日程調整支援

付添型支援、受渡型支援、オンラインによる親子交流支援の日程調整を行います。

※日程調整支援のみのご利用はできません。

### (オ) 情報伝達支援

こどもステーションの親子交流支援「もこ」を現在利用している・支援が休止している父母間の情報伝達を支援します。

※相手の尊厳を損なう恐れのある内容については伝達をお断りいたします。

### (カ) 子ども支援

子どもたちに向けた様々なプログラムを用意しています。

☞ 離婚に関する“子ども向け法教育”プログラム

☞ 年齢に応じた“性の健康教育”プログラム「せーの！」

- ☞ 子どものトラウマにフォーカスした認知行動療法「TF-CBT」
- ☞ 子ども向け「行動選択実践」プログラム「Anak-anak」
- ☞ 子どもの権利擁護、子どもアドボケイト
- ☞ 親子交流支援途中での休止・中止に対する再会希望支援

#### 4 申し込み手続きと初回実施までの流れ

親子交流支援「もこ」をご利用される際には、個人情報(お名前・住所・電話番号・メールアドレス)を登録していただく必要があります。登録内容に変更が生じた場合には、必ずご連絡をお願いします。

※初回実施までの流れについては、付録1のフローチャートをご覧ください。

##### ①支援の利用を検討

##### ②こどもステーションに問合せ

事務所：084-965-6625 平日：月～金／10:00～16:00(木曜定休)

##### ③相談フォーム記入



##### ④来訪による事前相談(予約制・遠方の方は ZOOM も可能)

※事前相談を行っていない場合は、父母双方の合意があっても支援できない場合があります。

- ☞ 事前相談料 3,000 円 (約 1 時間)

※理由の如何にかかわらず、相談実施後の返金はできません。

※相談日時決定後にキャンセルされる場合は、キャンセル料が発生します。

相談日前日の 16 時までのキャンセル(メールでも可)・・・2,000 円

相談日前日の 16 時以降のキャンセル(当日は電話のみ)・・・3,000 円

- ☞ 相談日 平日：月～金／10:00～16:00(木曜定休)

- ☞ 事前相談での説明・聴き取り内容

1. 相談者カード記入と個人情報保護方針の説明
2. 親子交流支援「もこ」要綱についての説明
3. 別居・離婚に至った経緯や事情についての聞き取り
4. 家族構成や生活状況についての聞き取り
5. もこルームの見学
6. 質問や実施に向けての不安の聞き取り

##### ⑤必要事項を記載した合意書を作成

- ☞ 合意書の形態は、以下の 3 種です。

- 調停調書
- 審判による確定証明書
- 協議により作成した公正証書

※子どもの意思(希望)による実施も可能です。

☞ 合意書には次の①～⑦の記載が必要です。

**①支援を利用する子どもの名前**

- 子どもの名前
- 戸籍上の続柄
- 子どもの生年月日

**②親権者(もしくは監護者)の定め**

**③利用期間**

- 当面の間
- 年 月 ～ 年 月 の間
- 子どもが交流を希望した時
- 年 月 日までに、試行的実施を1回

※試行的実施は「付添型支援(オンライン含む)」に限ります

**④支援内容**

- 付添型支援
- 受渡型支援
- オンラインによる間接的親子交流支援
- 間接交流支援

**⑤利用頻度**

- カ月に1回
- その他 ( )

**⑥利用時間**

- 1時間以内 ( 分)
- それ以外 ( 時間 分)

※付添型支援の場合、最大時間は2時間です

※長期休暇中等に宿泊タイプの受渡型支援を利用する場合  
( 泊 日)

**⑦費用負担割合**

⑥合意書提出

作成された合意書の写しを1部提出してください。

⑦来訪による受入面談(予約制・別居親の場合、遠方の方はZOOMも可能)

※合意書に基づいて、子どもと同居親・別居親の双方に、それぞれ別日程で実施

☞ 受入面談料 5,000円(約1時間)

※事前相談を実施されていない場合、受入面談料は8,000円(約1時間半)です。

※受付窓口又は振込にてお支払いください。振り込みの場合は、請求書に記載したお支払い期日までに郵便振替にてお支払いください。振込手数料はご負担ください。

※理由の如何にかかわらず、受入面談実施後の返金はできません。

※受入面談日時決定後に面談をキャンセルされる場合は、キャンセル料が発生します。

面談日前日の 16 時までのキャンセル(メールでも可)・・・3,000 円

面談日前日の 16 時以降のキャンセル(当日は電話のみ)・・・5,000 円

㉓ 受入面談実施可能な日時

別居親は、平日：月～金／10:00～16:00(木曜定休)

同居親と子どもは、子ども担当支援員との調整の上決定

㉓ 受入れ面談では、保護者対応の支援員が以下のことの確認・聞き取りを行います。

1. 合意事項の確認
2. 実施に必要な事項の確認
3. 子どもの養育状況などについての聞き取り
4. 暴力の有無についての聞き取り
5. 日程調整と当日の注意
6. 安心して親子交流を行うためのルールの確認
7. 質問や実施に向けての不安の聞き取り

㉓ 受入れ面談時には、利用する子どもに対し子ども担当支援員が以下のことを行います。

1. 安心・安全のためのルールの確認(3歳以上)
2. もこルーム内での子どもの見守り
3. アンケート(4歳以上)

※アンケートの回答内容は、子どもの同意がある場合を除き、お伝えできません。

⑧受入れの可否を審査

こどもステーションの親子交流支援「もこ」の審査基準に基づいて審査を行います。審査内容については、理由の如何にかかわらずお知らせすることはできません。

⑨合意事項確認書・利用申込書を送付

受入れが決定しましたら、こどもステーションが親子交流支援「もこ」における合意事項確認書・利用申込書を2通作成し、同居親・別居親の双方に送ります。

⑩利用申込書を提出

必要事項を記入し、こどもステーション事務所宛に返送してください。返送がない場合や必要事項の記載がない場合は、支援できません。

⑪日程調整

双方から利用申し込みがこどもステーション事務所に届きましたら、同居親と子ど

も・別居親の都合を考慮して日程調整を行います。

⑫実施決定通知を送付

※受入れ面談～実施(初回交流)まで、およそ2～3カ月かかります。

⑬スケジュール連絡書を送付

実施日が近づきましたら、双方に来場時入場時間や退場時間を記載したスケジュールをメールにて送付します。

⑭親子交流支援「もこ」初回実施

交流当日は(毎回)、同居親から子どものその日の状態や様子についての聞き取りを行います。別居親には、同居親からの子どもの体調などについての聞き取りの報告を行います。

⑮利用更新について

毎年度、6月1日をもって、利用更新を行い、合意事項・ルールの確認を行います。

利用更新料 1,000円 ※初年度の5月31日までは、更新料不要です。

## 5 各種支援の詳細

### (ア)付添型支援

**対象年齢** 概ね乳幼児～小学校低学年(0歳～9歳)

☞ 子どもの希望があれば、年齢に関わらず実施することは可能です。

**利用限度** 1か月に1回

☞ 「毎月実施」の合意がある場合でも、状況により、2～3か月に1回となる場合もあることをご了承ください。ただし、その場合においても、日程調整は毎月行います。

**利用可能な日時** 土・日・祝日 10:00～16:00

☞ 夏季休暇(8月13日～15日)、年末年始(12月29日～1月3日)はお休みです。

☞ 実施時間は、日程調整の都合によりこの限りではありません。

**利用場所** こどもステーション施設内

☞ 施設の建物外(駐車場合む)での実施はできません。

**利用料金** 6,000円/～60分、7,500円/90分、9,000円/120分

☞ 子どもの人数、子どもの年齢や特性に応じて、支援員を増員することがあります。その場合、支援員の人数に応じて利用料金を上乘せします。(2,000円/60分/支援員1人)

☞ 子どもや別居親の都合で途中終了となった場合、利用料は返金できません。

**遅延について**

☞ スケジュール通りに実施できないことが分かった場合、必ず電話にてご連絡ください。

- ☞ 同居親の送迎の都合で利用時間に不都合が生じた場合、遅延料金（10分当たり1000円／支援員2人の場合）及び調整料金（2,000円／調整が必要だった場合）を同居親より徴収します。その場合、利用時間の変更などは相談に応じます。
- ☞ 別居親の都合により来場が遅れた場合、利用時間や利用料金の変更はできません。

#### 別居親以外の面会について

- ☞ 同居親と子ども、別居親の合意があれば、子どもの兄弟姉妹、祖父母などとの面会も可能です。子どもが10歳以上で子どもからの希望がある場合に限り、実施日の10日以上前に必ずご相談ください。  
※事前のご相談なく同伴されても、施設内に入場することはできません。
- ☞ 18歳以上の方が同席される場合は、「子どもの健やかな成長と安心して親子交流を行うために」のすべての項目に同意していただく必要があります。
- ☞ 18歳未満の方が同席される場合は、交流開始時に「安心安全のためのみんなのやくそく」を読み合わせ、安心安全な場について確認する必要があります。

#### 記録について

- ☞ 支援中の様子について、支援員が記録を行います。
- ☞ 支援中は、防犯カメラでの録音・録画を行っています。
- ☞ 支援記録文書は、支援の適正性の確保、緊急時の対応、およびリスク管理を目的として団体内でのみ共有します。利用者を含む第三者への開示は行いません。また、子どもの知る権利を保障するため、可能な限り長期にわたり保管します。

#### (イ)受渡型支援

**対象年齢** 4歳～12歳

- ☞ 子どもの希望があれば、上限については年齢に関わらず利用することは可能です。

**利用限度** 1か月に1回

**利用可能な日時** 要相談 10:00～17:30

- ☞ 夏季休暇(8月13日～15日)、年末年始(12月29日～1月3日)の間は、受渡しを行いません。宿泊タイプの場合、上記日程以外の受渡し支援は可能です。

**受渡場所** こどもステーション施設内

#### 交流場所の制限について

- ☞ 子どもを安全配慮義務者不在のまま放置しておくことはできません。
- ☞ 自家用車にて移動する場合、シートベルトまたはチャイルドカーシートを必ず装着してください。未装着の場合は受渡しできません。
- ☞ 法律などで18歳未満の子どもの入館が制限されている施設の利用はできません。
- ☞ 子どもに不向き或いは、施設が子どもの安全を理由に入場を制限している場所の利用はできません。(例：病院の集中治療室、感染症病棟、展示内容が暴力的・性的な美術館・博物館・展示会など、工場・建設現場・研究所など危険な場所)

※「入場できる施設＝適切な施設」とは限りません。各施設の「年齢制限」「保護者同伴規定」「青少年健全育成条例」などを必ず確認してください。

※子どもが「お祈り」や「儀式」に同席させられる宗教的行事や布教活動を伴う場所への訪問は、同居親の同意が必要です。

※宿泊タイプの場合、保護者同伴であっても、夜 23 時以降の子どもの外出は禁止です。

**利用料金** 1回 5,000 円 (宿泊タイプ 1回 8,000 円)

- ☞ 子どもの人数、子どもの年齢や特性に応じて、支援員を増員することがあります。その場合、利用料金が支援員の人数に応じて上乘せとなります。(1,000 円/1 回/支援員 1 人)

※別居親の都合で開始時間が遅れても利用時間や利用料金の変更はできません。

※子どもや別居親の都合で途中終了となった場合、利用料は返金できません。

#### 遅延について

- ☞ スケジュール通りに実施できないことが分かった場合、必ず電話にてご連絡ください。
- ☞ 同居親が開始時入場時間または終了時入場時間に、15 分以上遅延した場合、また、別居親が開始時入場時間に 15 分以上遅延した場合は、それ以降の 1～10 分ごとに 1,500 円の遅延料金が発生します。
- ☞ 別居親が終了時退場時間に遅延した場合、遅延料金 (1～10 分ごとに 5,000 円) 及び調整料金 (2,000 円/調整が必要だった場合) が発生します。連絡なく遅延する場合は、警察など関係機関に通報する場合があります。
- ☞ 17:30 を過ぎての遅延は認められません。ただし、緊急対応の場合を除きますので、その場合は必ずご連絡ください。連絡なく 17:30 を過ぎて別居親から子どもの引き渡しが無い場合は、外部機関(警察など)へ通報します。さらに、遅延料金及び 10,000 円を徴収します。

#### 記録について

- ☞ 「交流記録カード」に同居親が、最近の子どもの生活・当日の子どもの様子・子どもの持ち物について記載し、受渡の際に別居親に渡します。終了時には別居親が、当日どのように過ごしたか・持ち帰るものを記載し、受渡の際に同居親に渡します。
- ☞ 記録された文書は将来的な子どもの知る権利を保障するため、写しを一部取り、可能な限り長期にわたって保管します。

#### その他の事項

- ☞ 宿泊タイプの受渡支援に移行する場合は、たとえ調書の記載があっても、「子どもが希望する場合」に限らせていただきます。

### (ウ)間接的親子交流支援

## ①オンラインによる親子交流支援

**対象年齢** 4歳以上の子ども

兄弟姉妹に3歳以下の子がいる場合はその限りではありません。

**実施時間** 最長接続時間 40分

**利用限度** 1か月に1回

- ☞ 「毎月実施」の合意がある場合でも、状況により、2～3か月に1回となる場合もあることをご了承ください。ただし、その場合においても、日程調整は毎月行います。

**利用可能な日時** 土・日・祝日 10:00～16:00

- ☞ 夏季休暇(8月13日～15日)、年末年始(12月29日～1月3日)はお休みです。
- ☞ 実施時間は、日程調整の都合によりこの限りではありません。

**利用方法**：交流の様子を録音・録画・撮影することはできません。

- ☞ 同居親と子どもが施設に来場します。支援員1名が子どもに付き、同居親は退室します。
- ☞ 別居親は基本的にはご自宅での実施となります。受入面談の際に確認した場所に限定しています。
- ☞ オンラインは、ZOOM機能を使って行います。ビデオはオン、背景の加工は無しでお願いします。事前にURLをメールアドレスに送信します。スマホでも対応できますが、その場合、アプリを取り込んでおくなど事前の準備が必要となります。
- ☞ ZOOMのURLを他の人に転送することはできません。

**別居親以外の面会について**

- ☞ 同居親と子ども、別居親の合意があれば、子どもの兄弟姉妹、祖父母などとの交流も可能です。子どもが10歳以上で、子どもからの希望がある場合に限ります。実施日の10日以上前に必ずご相談ください。

※事前のご相談なく同席することはできません。

- ☞ 18歳以上の方が同席される場合は、「子どもの健やかな成長と安心して親子交流を行うために」のすべての項目に同意していただく必要があります。

**料金**：5,000円

※支援員一人対応可能と当法人が判断した場合の料金です。

※子どもの人数、子どもの年齢や特性に応じて、支援員を増員します。

(2,000円/40分/支援員1人)

※子どもや別居親の都合で途中終了となった場合、利用料は返金できません。

**支払方法**：同居親は、実施当日の開始前に受付にてお支払いください。

別居親は、請求書に記載したお支払い期日までに郵便振替にてお支払いください。振込手数料はご負担ください。

※期限までにお支払いが確認できない場合は、翌実施日の交流支援はできません

ん。

## ②間接交流支援

**対象年齢** 18歳までの子ども

**利用限度** 指定された月に1回、12回/年

**利用内容と料金** 形状により次のAとBの2種

**形状A**：メール、手紙・ハガキ・定形郵便物・定形外郵便物(規格内)・ミニレター・レターバックライト・スマートレター

内容：手紙などの文書、写真、書籍

料金：1,000円+送料

※定形外郵便物(規格内)とは、長辺34cm以内、短辺25cm以内、厚さ3cm以内  
重さ1kg以内の物

**形状B**：縦・横・高さの合計170cm以下、重量25kg以下の段ボールに梱包された物・レターバックプラス

内容：フリー

料金：3,000円+送料

※送料は郵便局の規定料金に基づき、千円単位で切上げます。

例) 郵便局支払送料 980円の場合 1,000円

郵便局支払送料 1,400円の場合 2,000円

☞ 到着後5営業日以内に郵便局の配送システムを利用して発送いたします。

☞ 発送作業完了以降の物損・紛失などの責任は負いかねます。

## 注意事項

☞ 相手方に送付する荷物の内容物をチェックします。同封する封筒などは封を閉じないでください。

※「間接交流 親から子への手紙に関する 注意・お願いリスト」参照

☞ 危険物や追跡装置などの同封はできません。万が一、同封されていることが判明した場合、警察など関係機関に通報し、以降の支援を中止いたします。

☞ 位置情報追跡装置などの同封により利用者の居住場所が判明した場合、こどもステーションではその損害を賠償する責任は回避させていただきます。そのため合意書には次の文言を入れて下さい。

「位置情報追跡装置などの同封によって、相手方の居住場所を特定し、相手方が安全に住み続けることができなくなった場合の転居費用一切を含む損害賠償等は、位置情報追跡装置などを同封した親がそのすべての責任を負います。」

- ☞ 別居親から子どもに宛てて手紙などの文書を送付する場合、子どもの成長を妨げると考えられる内容などの不適切な文面があった場合は、相手方への送付をお断りします。
- ☞ 現金を送ることはできません。
- ☞ 送付できない物を返却する場合も料金が発生します。

## (エ) 日程調整支援

**利用対象** 親子交流支援「もこ」の付添型・受渡型・オンラインによる親子交流支援を継続的に利用している方

**利用料金** 通常の日程調整料は無料  
 不定期の日程調整、子どもの意思(希望)による日程調整は、2,000 円  
試行的親子交流実施の日程調整は、3,000 円  
メール以外の方法をご希望の場合は、1,000 円追加となります

### 日程調整方法

- ① Google フォームを利用して行います。
- ② 実施月の前々月 20 日～25 日、指定のメールアドレスに Google フォームの URL を送信します。
- ③ 指定の期日(基本的に実施月の前々月の月末)までに、可能な日程をできるだけ多く入力してフォームを送信してください。
- ④ 実施月の前月 10 日までに「実施決定通知」をメールにて通知します。  
 ※指定の期日以降に連絡なく入力されても調整できません。  
 ※前月の 10 日以降の入力・連絡には対応いたしません。

### その他

- ☞ 毎月実施予定の場合、「実施決定通知」送付後の日程調整は行いません。
- ☞ 同居親からの入力がない場合は、こどもステーションより同居親側に入力を要請します。要請限度は 2 回です。
- ☞ 双方より入力が無い場合は、日程調整を行いません。
- ☞ 1 年以上、別居親からの入力が無い場合は日程調整を終了します。再度調整を希望される場合は、ご相談ください。

## (オ) 情報伝達支援

形状：メール、手紙・ハガキ・定形郵便物・定形外郵便物(規格内)・ミニレター・レターパックライト・スマートレター

料金：基本的には無料

送料が必要となる場合、送料+手数料(1000 円)が必要

- ☞ 定形外郵便物(規格内)とは、長辺 34cm 以内、短辺 25 cm 以内、厚さ 3 cm 以内、重さ 1 kg 以内の物
- ☞ 親子交流支援「もこ」の利用実績の無い方の情報伝達支援は行いません。

- ☞ 親子交流支援「もこ」を利用中の方は子どもに伝言を依頼せず、支援員にご相談いただくことがルールとなっています。そのため、支援利用中の方の情報伝達については、無料でサポートしています。「間接交流支援」とは区別していますので、ご注意ください。

## 6 試行的親子交流の実施について

- ☞ 合意書1通につき1回の支援となり「付添型支援(オンライン含む)」に限ります。
- ☞ 実施終了後、裁判所に意見を求められる場合があります。その際、記録に基づき実施状況について所見を述べさせていただきます。(無料)

※試行的実施以外の交流支援について、裁判所から所見を求められた場合の文書作成は有料です。(3,000円/1通)

- ☞ 試行的親子交流の実施料金に、日程調整料金は含まれていません。そのため、日程調整料金として、3,000円が必要となります。

## 7 キャンセルについて

### (ア)付添型支援(オンライン含む)の場合

- ① 「実施決定通知書」発行以降、大人の都合でキャンセルされる場合は以下のキャンセル料が発生します。
  - ☞ 通知発行日～実施日の7日前まで(メールでも可)・・・ 3,500円
  - ☞ 実施日6日前(メールでも可)～当日(電話のみ)・・・・・・・・全額
- ② 子どもの病気や都合によりキャンセルされる場合は、以下のキャンセル料が発生します。この場合、基本的には同居親がお支払いください。ただし、裁判所などで作成した調書などに記載がある場合は、調書の合意を優先します。
  - ☞ 前日の16時まで(メールでも可)・・・・・・・・2000円
  - ☞ 前日の16時以降～当日(電話のみ)・・・・・・・・3000円  
但し、当日キャンセルの場合は、支援員1人増員ごとに1,000円増
- ③ 子どもの病気や都合によるキャンセルの連絡は、同居親本人からに限ります。やむを得ず、他者からの連絡になる場合は、キャンセルを申し受けた後に、同居親本人に確認をいたします。
- ④ 子どもの病気や都合によるキャンセルが2回以上続く場合、支援員が子どもに直接話を聴く機会を持ちます。子どもから聴いた話の内容は、支援員以外には、子どもの同意がある場合を除き、お伝えすることはできません。子どもが希望する場合は、子どもの了解を得た内容をお伝えします。子どもの意思の尊重にご協力ください。

- ⑤ 別居親からキャンセルの申し出があった場合は、再度の日程調整はできません。
- ⑥ 同居親・子どもの都合によるキャンセルの場合、毎月実施であれば通常通り翌月の日程調整になります。2カ月以上間隔のある実施計画であれば通常実施月の前に一度日程調整をすることは可能ですが、実施できることを保障するものではありません。

#### (イ)受渡型支援の場合

- ① 「実施決定通知書」発行以降、大人の都合でキャンセルされる場合は以下のキャンセル料が発生します。
  - ☞ 通知発行日～実施日の7日前まで(メールでも可)・・・ 2,000円
  - ☞ 実施日6日前(メールでも可)～当日(電話のみ)・・・・・・・・全額
- ② 子どもの病気や都合によりキャンセルされる場合は、以下のキャンセル料が発生します。この場合、基本的には同居親がお支払いください。ただし、裁判所などで作成した調書などに記載がある場合は、調書の合意を優先します。
  - ☞ 前日の16時まで(メールでも可)・・・・・・・・2000円
  - ☞ 前日の16時以降～当日(電話のみ)・・・・・・・・3000円
- ③ 子どもの病気や都合によるキャンセルの連絡は、同居親本人からに限りです。やむを得ず、他者からの連絡になる場合は、キャンセルを申し受けた後に、同居親本人に確認をいたします。
- ④ 子どもの病気や都合によるキャンセルが2回以上続く場合、支援員が子どもに直接話を聴く機会を持たせていただきます。子どもから聴いた話の内容は、支援員以外の方には、子どもの同意がある場合を除き、お伝えすることはできません。子どもが希望される場合は、子どもの了解を得た内容をお伝えします。子どもの意思の尊重にご協力ください。
- ⑤ 別居親からキャンセルの申し出があった場合は、再度の日程調整はできません。
- ⑥ 同居親・子どもの都合によるキャンセルの場合、毎月実施であれば通常通り翌月の日程調整になります。2カ月以上間隔のある実施計画であれば通常実施月の前に一度日程調整をすることは可能ですが、実施できることを保障するものではありません。

#### 8 ケガなど万が一の対応について

- ☞ 親子交流支援中に、ケガなど万が一のことが起こった場合の対応は次の(ア)～(ウ)の通りです。
- ☞ 記載している範囲以外のことについては、支援員の指示に従ってください。
- ☞ 事前に特別な配慮が必要なことが明らかな場合は、必ず支援員にお伝えください。
- ☞ 投薬などの行為はできません。

- ☞ こどもステーション施設内での事故については、こどもステーションが加入している保険の適用範囲内での補償とさせていただきます。

#### (ア) 付添型支援中の施設内での事故

- ① 救急の場合はこどもステーションが病院へ同行します。病院への同行は、支援員か同居親のどちらかになります。
- ② 別居親と子どもの交流中に事故が起こった場合には、支援員がその後の対応の判断をし、同居親への連絡を行います。別居親は支援員の指示に従っていただきます。
- ③ 救急搬送の必要があれば、支援員が同行して治療を受け、同居親の迎えが間に合わなかった場合、治療費の支払いはこどもステーションが立替えます。同居親は速やかに保険の手続きを済ませ、こどもステーションが立て替えた治療費を返金してください。

#### (イ) 受渡型支援中のこどもステーション施設内での事故

- ① こどもステーション施設内で事故が起こった場合には、同居親に連絡します。
- ② 同居親の判断によっては、交流を中止する場合があります。

#### (ウ) 受渡型支援中の別居親の安全配慮義務下における事故

- ① 別居親の責任で対応してください。小さな事故やケガ、判断に迷った場合や救急の対応が必要な場合、いずれの場合もこどもステーションまでご連絡ください。
- ② 治療にかかった費用は、別居親が一旦全額お支払いください。
- ③ 実施終了時間内にこどもステーションまでお子さんと一緒に戻れない場合の対応方法などについては、こどもステーションの指示に従ってください。遅延料金・調整料金が発生する場合があります。

## 9 災害や感染症対策について

### (ア) 災害の予報・発表に関して

- ☞ 実施前日 16 時の時点で、気象庁から①～②が翌日の短期予報として発表された場合、また、③のような場合、親子交流の実施を中止します。キャンセル料は発生しません。
- ① 気象庁より「特別警報」が発表された場合
  - ② 気象庁より「警報」が3つ以上発表された場合
  - ③ 上記①②には属さないが、同居親・別居親双方が当日の交通の困難などを予想して中止を申し出た場合
- ☞ 当日、関係者の居住地または施設近隣で、交流開始前に震度 5 以上の地震が発生した場合、親子交流の実施を中止します。キャンセル料は発生しません。



## 親子交流支援「もこ」 初回実施までの流れ

同居親

別居親

① 支援の利用を検討

① 支援の利用を検討

② こどもステーションに問合せ

② こどもステーションに問合せ

相談フォームをお知らせします

③ 相談フォーム記入

③ 相談フォーム記入



④ 来訪による事前相談

④ 来訪による事前相談

⑤ 必要事項を記載した合意書を作成

⑥ 合意書提出

⑥ 合意書提出



⑦ 来訪による受入れ面談 子ども同伴

⑦ 来訪による受入れ面談

⑧ 受入れの可否を審査

⑨ 合意事項確認書・利用申込書を送付

⑩ 利用申込を提出

⑩ 利用申込を提出

⑪ 日程調整

⑫ 実施決定通知を送付

⑬ スケジュール連絡書を送付

子どものその日の状態・様子  
などの聞き取り

⑭

子どものその日の状態・様子  
などの聞き取り内容を報告

親子交流支援「もこ」 初回実施